

シナプス利用規約

第1章 総則

第1条（用語の定義）

この利用規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）シナプス（英名 SYNAPSE）

株式会社 シナプス（以下「当社」といいます。）が当社の電気通信設備を介して提供する情報通信等に
係る各種サービスのうちの全部、もしくは一部、およびこれに付随して提供されるサービスをいいます。

（2）契約者

この利用規約に基づき、当社と利用契約を締結している者をいいます。

（3）利用者

契約者および、契約者の監督、管理のもとでシナプスを利用している者、もしくは当社所定の方法により、当社がシナプスの利用を許可した者をいいます。

（4）指定利用者

契約者により指定された利用者のうち、当社との関係において、契約者から包括的に授権され、契約者に代わって、この利用規約および利用契約に基づく権利の行使もしくは義務の履行、またはこの利用規約および利用契約に関する事実上の手続（利用契約の内容にかかる照会を含みます。）を行うことができる権限を有する契約内容の照会や各種手続を代行できる者をいいます。

第2条（適用）

この利用規約は、シナプスの利用者全てに適用されます。

2 この利用規約の他に当社が別途定める利用規約、規定、およびその他の利用条件等の告知（以下、総じて「個別利用規約等」といいます。）は、それぞれこの利用規約の一部を成すものとします。

3 この利用規約の定めと、個別利用規約等の定めが異なる場合は、個別の利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（変更および周知）

当社は、別途定める当社所定の方法による、一定の予告期間をもって、利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することがあります。この場合におけるシナプスの提供条件（料金を含む）は、変更後のシナプス利用規約によります。

2 前項の予告期間内に、第8条に基づく利用契約の解約が行われなかった場合は、変更後の利用規約は、利用者による承諾を得られたものとします。

3 シナプス利用規約の変更や、利用方法の変更に関する情報は、当社のホームページもしくは電子メールによって、利用者に提示されるものとします。ただし当社が必要と認めた場合は、別の提示手段を用いることがあります。

第2章 契約

第4条（加入申込）

シナプスへの加入申込は、この利用規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

第5条（利用契約の成立）

利用契約は、前条の加入申込に対し、当社での登録が完了し、契約ID(またはユーザーID)が発行された時点で契約は成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、加入申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- (1) 加入申込者が利用料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 加入申込者が第10条（利用の停止）に該当するとき。
- (3) 加入申込者が第18条（反社会的勢力の排除）に該当するとき。
- (4) 加入申込を承諾することが、当社の業務の遂行上または技術上に著しい支障があるとき。
- (5) 加入申込の際に、虚偽の事実の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
- (6) 加入申込の際に、決済手段として加入申込者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき。
- (7) 加入申込者が未成年等であり、加入申込に際して法定代理人等の同意を得ていないとき。

第6条（利用契約に基づく権利譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づいたシナプスの提供を受ける権利を譲渡することができません。ただし、別途定める条件に応じ、当社所定の方法による手続きによって譲渡を認める場合があります。

第7条（契約者の地位の承継等）

契約者に相続人、または法人の合併が生じた時、相続人、または合併後存続する法人、もしくは合併により設立された法人に、契約者の権利および義務を、承継するものとします。また、承継後、ただちに当社指定の方法による手続きによって届け出なければなりません。

第8条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、当社所定の方法による手続きによって、利用契約を解約することができます。ただし、解約希望日の前日までに、所定の解約手続きを完了しなければなりません。

- 2 利用契約成立後、サービスの利用開始日等の変更および最低利用期間内の解約はできません。ただし、別途定めるキャンセル期間の契約キャンセルは除きます。
- 3 契約者の申し出による利用中のシナプスの解約および変更に伴って発生した利用料金の差額等、当社が既に受領した料金等の返還は一切行いません。
- 4 利用期限が定められたシナプスのサービスをご利用の場合、解約手続きが無い限り、利用期限は更新され、契約は継続されるものとします。ただし、事前の通知をもって、当社の都合により更新内容に変更を加えることができるものとします。

第9条（契約事項の変更）

契約者は、その氏名、住所または連絡先など、加入申込に際して当社に通知した内容に変更があったとき、速やかにその旨を、当社所定の方法により、当社へ通知するものとします。

第3章 利用の停止、および当社が行う利用契約の解約

第10条（利用の停止）

当社は、契約者および契約者の監督、管理する利用者が、次のいずれかに該当する場合、当社が定める期

間、そのシナプスの利用を停止することがあります。

(1) シナプスの利用料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) この利用規約の規定に違反したとき。

(3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてシナプスのサービスを使用したとき。ただし、公序良俗に反する態様の適否は、当社の裁量、判断によるものとします。

(4) 当社が提供するシナプスのサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える態様においてシナプスを使用したとき。

(5) 当社が別途定める基準を超過した通信量を発生させることにより、当社の設備に過大な負荷を生じさせたり、またはシナプスのサービス提供に支障を与える、もしくは与える可能性のある行為を行ったとき。

2 前項各号による利用の停止中であっても、利用契約は継続され、シナプスのサービスが廃止もしくは解約に至るまでの期間、利用の有無に関わらず利用契約に基づくシナプスの利用料金が発生します。

第11条（当社が行う利用契約の解約）

当社は、第10条の規定によりシナプスの利用を停止されたお客様が1ヶ月以内にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。但しその場合、解約日までの未払い料金等の債務についてお支払い頂くものとします。

2 当社は、契約者において以下の事由が発生した場合には、前項の規定にかかわらず利用の停止をしないでその利用契約を解約することがあります。

(1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

(2) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生の申立を受けまたは自らこれを申し立てたとき。

(3) 信用、財産状態が悪化し、または悪化のおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

3 第1項および第2項による解約の場合、既に受け取った料金等の返還は一切おこないません。

第4章 料金

第12条（料金）

具体的なシナプスの利用料金等は、別に定めます。

2 当社は、課金する期間および時期を個別利用規約等に明示するものとします。

3 利用者の届出に基づくサービスの休止中を除く契約期間中は、利用の有無に関わらず料金が発生します。

第13条（料金の支払方法）

契約者は、シナプスの利用料金を当社が指定する期日までに、当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。

第14条（割増金）

契約者は、シナプスの利用料金の支払を不法に免れた場合、その免れた額のほかに、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第15条（延滞利息）

契約者は、シナプスの料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支

払がなされない場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第5章 契約者の義務、責任

第16条（契約者の義務と責任）

契約者は、契約者の監督、管理する利用者全てに利用規約の遵守、監督、啓蒙する義務を負うものとします。

2 契約者は、契約者および前項に基づき契約者の監督、管理に服する利用者（以下「契約者等」といいます。）によるシナプスの利用および当該利用に付随もしくは派生する一切の行為（以下「シナプス利用行為等」といいます。）から生じる結果について全ての責任を負うものとします。

3 契約者等によるシナプス利用行為等により、当社が第三者から法的請求がなされる等、当社に何らかの費用・負担が発生した場合、契約者は、当社に生じた当該費用・負担の全てを償還する義務を負うことに同意したものとします。

4 契約者は、利用者のうち以下のいずれかを満たす者を指定利用者として登録できるものとし、当社は、当該登録にかかる指定利用者を、第1条第（4）号に定める権限を有するとして取り扱うことができるものとします。

- （ア）契約者と同居している者
- （イ）契約者と生計を一にしている者
- （ウ）3親等以内の親族

第17条（IDおよびパスワード）

契約者は、当社が契約者に発行したIDの利用者について、当社所定の方法により届け出るものとします。

2 当社が契約者および契約者の監督、管理する利用者発行するID、認証用パスワード等の管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責任を負わないものとします。

3 当社が契約者に発行したIDおよびパスワードによりシナプスのサービスが利用された場合は、その契約者の責任に帰属する利用と見なすものとし、当該契約者はその利用に係る料金等を負担するものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各項・各号のいずれかひとつにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（1）自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

（2）契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（3）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる

関係を有すること。

(5) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第6章 利用者の義務、責任および利用上の注意

第19条 (利用者の責任と義務)

利用者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、利用者は経由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

2 利用者は、シナプスの利用に伴い、他者との間に紛争、係争等が発生した場合は、自己の責任と費用を持って処理解決に当たるものとします。

第20条 (利用者の維持責任)

利用者はシナプスのサービス遂行に支障を与えないために、利用者側電気通信設備等を正常に稼働するよう維持するものとします。

第21条 (シナプスの利用法)

シナプスのサービスを受ける時は、当該シナプスにおいて個別利用規約等に従って利用するものとします。またこの範囲外の使用について当社は一切の責任を負わないものとし、その範囲外の使用において当社のシナプスのサービスの資源に損害を与えた場合、当社は当該者に損害額を請求できるものとします。

2 営利目的利用は別に定める規約がある場合、それに従うものとします。

第22条 (情報の管理)

利用者は、シナプスを利用して受信し、または送信する情報について、シナプスの設備または装置の故障による消失を防止するための措置を取るものとします。

第23条 (利用者設備等の設置)

利用者は、当社からシナプスのサービス提供を受けるにあたって、自らの費用にて当社が別に定める技術的事項に従い、利用者側電気通信設備等を当社の電気通信設備に接続するものとします。

第7章 当社の運営、責任および情報の管理

第24条 (シナプスのサービス用通信回線および設備)

当社は、電気通信事業者の提供する通信回線、および当社の管理するネットワークオペレーションセンター等に設置する電気通信設備、または当社と契約を持って委託する業者を通じて、シナプスのサービスを提供します。

第25条（シナプスの利用制限）

当社は、電気通信事業法第8条により、公共の利益のため、非常時における緊急を要する重要通信を内容とするシナプスのサービスを確保または優先させるため、その他のシナプスのサービスの提供を制限または停止することがあります。

2 前項に加えて、提携事業者のサービスの一部または全部により構成されたシナプスのサービスについては、提携事業者の定めるサービスポリシーも適用されるものとします。

3 当社は、提携事業者の名称および提携事業者の定めるサービスポリシーについて、個別利用規約等に明示します。

第26条（提供の中断）

当社は、次の場合シナプスのサービス提供を中断することができるものとします。

（1）サービス提供用設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

（2）電気通信事業者および委託業者の都合によりサービス提供が不能なとき。

2 当社は、事前に知りえた状況によりシナプスのサービス提供を中断するとき、あらかじめその旨を利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合この限りではありません。

第27条（シナプスのサービス廃止）

当社は、都合によりシナプスのサービスの一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりシナプスの一部を廃止するとき、利用者に対し廃止する日の2カ月前までに、その旨を通知します。

3 利用者は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより当該廃止に係る品目に代えてほかの品目のシナプスのサービスを受けることができます。また、利用者の請求が無い場合、当社の判断により、当社が適当とみなす品目に変更できるものとします。

第28条（損害賠償の範囲）

シナプスのサービスに関わる電気通信事業者あるいは委託業者の責に帰すべき事由を原因としてシナプスの全部、または一部のシナプスのサービスが利用できないことに起因して契約者に損害が発生した場合、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が電気通信事業者あるいは委託業者から受領した損害賠償の額を限度として損害賠償をします。

第29条（免責）

当社は、前条の場合を除き、契約者がシナプスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず一切の賠償の責任を負いません。

第8章 個人情報・通信の秘密

第30条（個人情報）

当社は、利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、別途定める「SYNAPSE プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第31条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、利用者の通信情報に関する守秘義務を遵守するものとします。

2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法もしくは通信傍受法の法令の定めに基づく場合、当該処分、公務命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示請求等に基づく開示請求の要件が充足された場合、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

4 当社は、利用者によるサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合、必要な範囲で金融機関または取引先に個人情報を開示することがあります。その限りにおいて第1項の守秘義務を負わないものとします。

第9章 雑則

第32条（基本的な技術的事項）

シナプスのサービス提供における基本的な技術的事項は、別に定めます。

第33条（準拠法）

この利用規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

第34条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間における一切の訴訟については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

改正 2001年12月1日 全面改正

改正 2002年7月1日 第5条/第8条2項/第10条2項/第32条

改正 2002年7月1日 第6条/第7条/第8条4項

改正 2002年7月1日 第12条2項

改正 2004年11月1日 第29条/第30条

改正 2005年4月1日 第29条1項/5項

改正 2009年4月1日 第10条

改正 2016年1月15日 第16条2項/3項

改正 2017年4月1日 第1条

改正 2019年6月1日 第1条(4)号/第11条2項/第16条4項/第18条

改正 2021年1月1日 第12条2項/第21条/第25条2項/3項

改正 2022年6月1日 第30条2項/3項/4項/5項/6項 削除